

犯罪被害者のための主な相談窓口

相談先	電話番号等	開設時間
●犯罪被害者等支援相談窓口		
●北海道被害者相談室	(電話)011-232-8740 (FAX)011-211-8151 インターネット相談 http://www.counseling.or.jp/contents/mail.html	(月～金)10:00～16:00 ※祝日・年末年始を除く
●北海道警察		
道警相談センター(全般)	#9110	24時間
暴力団相談	011-222-0200	
少年相談110番	0120-677-110	(月～金)8:45～17:30 ※祝日・年末年始を除く
●検察庁被害者ホットライン		
札幌地方検察庁	(電話・FAX)011-261-9370	(月～金)9:00～17:00 ※祝日・年末年始を除く
函館地方検察庁	(電話・FAX)0138-41-1655	
旭川地方検察庁	(電話・FAX)0166-51-6259	
釧路地方検察庁	(電話・FAX)0154-41-6133	
●法テラス		
犯罪被害者支援ダイヤル	0570-079-714	(月～金)9:00～21:00 (土)9:00～17:00 ※祝日・年末年始を除く
札幌地方事務所	050-3383-5555	(月～金)9:00～17:00 ※祝日・年末年始を除く
函館地方事務所	050-3383-5560	
旭川地方事務所	050-3383-5566	
釧路地方事務所	050-3383-5567	
●保護観察所(被害者専用電話)		
札幌保護観察所	011-261-9228	(月～金)8:30～17:15 ※祝日・年末年始を除く
函館保護観察所	0138-24-2112	
旭川保護観察所	0166-59-2068	
釧路保護観察所	0154-23-3207	
●弁護士会		
札幌弁護士会		
法律相談センター	011-251-7730	(月～金)9:00～12:00、13:00～16:00 ※祝日・年末年始を除く
犯罪被害者弁護ライン	011-251-7822	(月)10:30～12:30、(水)17:00～19:00 ※祝日・年末年始を除く
函館弁護士会	0138-41-0232	(月～金)9:00～17:00 ※祝日・年末年始を除く
旭川弁護士会	0166-51-9527	
釧路弁護士会	0154-41-3444	
●民間等被害者相談室		
苫小牧地区被害者相談室	0144-37-7830	(木)13:00～16:00 ※祝日・年末年始を除く
函館被害者相談室	0138-43-8740	(水)10:00～15:00 ※祝日・年末年始を除く
北・ほっかいどう被害者相談室(旭川)	0166-24-1900	(月・火・木・金)10:00～15:00 ※祝日・年末年始を除く
釧路被害者相談室	0154-24-6002	(火・金)10:30～14:30 ※祝日・年末年始を除く
オホーツク被害者相談室(北見市子ども支援課)	0157-25-1137	(月～金)8:45～17:30 ※祝日・年末年始を除く
●性暴力被害者支援相談窓口		
●性暴力被害者支援センター北海道	050-3786-0799 メール相談 sacrach20191101@leaf.ocn.ne.jp	(月～金)10:00～20:00 ※祝日・年末年始を除く
性犯罪被害110番(北海道警察)	#8103	24時間
函館・道南SART(サート)相談電話ダイヤル	0138-85-8825	(月～金)10:00～17:00 ※祝日・年末年始を除く
●人権相談窓口(法務局)		
みんなの人権110番(人権全般)	0570-003-110	(月～金)8:30～17:15 ※祝日・年末年始を除く
女性の人権ホットライン	0570-070-810	
インターネット人権相談	https://www.jinken.go.jp/	

北海道環境生活部くらし安全局道民生活課 電話:011-206-6148(直通) FAX:011-232-4820
(法務省 人権啓発活動地方委託事業)
発行 令和3年3月



犯罪被害者等を社会全体で支えるために ～ひとりひとりが寄り添い安心して暮らせる社会へ～



犯罪被害者等支援シンボルマーク
「ギョッとちゃん」

「北海道犯罪被害者等支援条例」(平成30年4月1日施行)

北海道では、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減を図るとともに、犯罪被害者等を社会全体で支え、安心して暮らすことができる道民生活の実現を目指して、「北海道犯罪被害者等支援条例」を制定しています。

基本理念

- 個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利
- 適切な支援が行われるとともに、二次被害が生じないよう十分配慮
- 被害の回復又は軽減するための途切れない支援
- 犯罪被害者等支援に関係するものが相互に連携・協力

責務

- 〈道〉
 - 犯罪被害者等支援に関する施策を総合的に策定し実施
- 〈道民〉
 - 犯罪被害者等が置かれている状況・支援の必要性の理解
 - 二次被害への配慮
- 〈事業者〉
 - 犯罪被害者等支援に関する施策への協力
 - 犯罪被害者等が置かれている状況、支援の必要性の理解
 - 事業活動を行うに当たって二次被害への配慮
 - 従業員に対する必要な支援
- 〈民間支援団体〉
 - 専門的知識及び経験を活用した支援の推進
 - 犯罪被害者等支援に関する施策への協力

「北海道犯罪被害を考える日」 11月25日

犯罪被害者等を社会全体で支え、安心して暮らすことができる道民生活の実現を目指すという条例の趣旨を広く道民や事業者の皆様へ理解していただくため、国の「犯罪被害者週間」(11月25日～12月1日)の初日である11月25日を「北海道犯罪被害を考える日」と決めました。

北海道

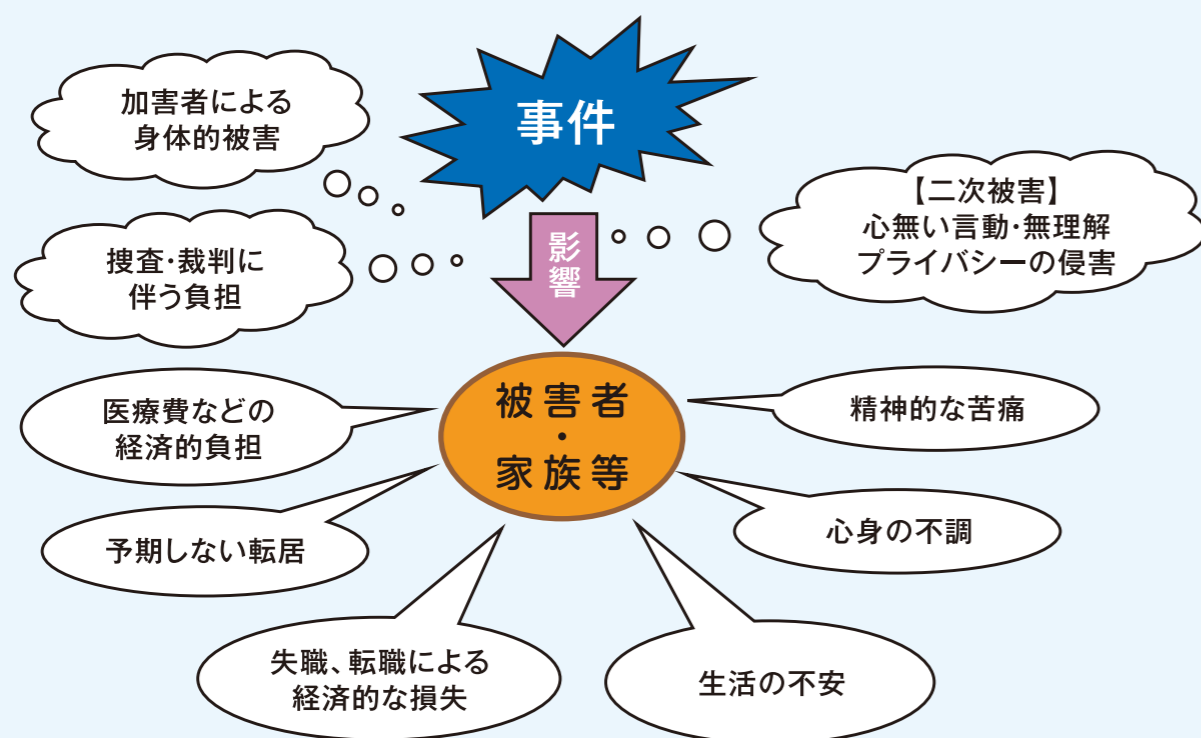
犯罪被害者やその家族の方々のおかれている立場

道内では、窃盗や傷害などの犯罪の認知件数は減少傾向にあるものの、依然として重大な犯罪は後を絶たず、多くの方々がその被害を受けて苦しんでいる状況にあります。

犯罪被害者やその家族の方々の中には、被害を受けた後に、心無い言動や無理解、プライバシーの侵害などによる二次被害にも苦しめられ、生活面での不安を感じている方も少なくありません。

特に、仕事をしている犯罪被害者やその家族の方々は、精神的・身体的被害のために、仕事上で小さなミスが増えたり、仕事の能率が落ちたり、職場の同僚との関係がうまくいかなることがあります。また、治療のための通院や捜査・裁判手続のためのやむを得ない欠勤が続くなど、周囲に気兼ねをすることになりがちです。このような状況について職場で理解を得られず、仕事を辞めざるを得ない場合もあります。

また、犯罪被害に伴い、自宅が事件現場になり、再被害の恐れが強い、捜査上の要請などにより一時的に自宅を使用できなくなるなどの理由により、転居をしたり、自宅以外に居住場所が必要になることがあります。



犯罪被害者やその家族の方々への支援

犯罪被害者やその家族の方々が日常生活を取り戻すには、行政の取組だけでなく、周りの方々の理解と支えが不可欠であり、社会全体で支える仕組みづくりが求められています。

また、日常生活や職場において、犯罪被害者やその家族の方々を支えるためには、次のような配慮が必要です。

日常生活において配慮いただきたいこと

- そばに寄り添う
安心できる人がそばに寄り添い、普段どおりに接するだけでも、被害者の支えにつながります。
- 話をよく聴く
親身になって話を聴くことで、被害者の孤立感を和らげることができます。
- 無理に励まさない
励ましの言葉がかえってつらく感じてしまうことがあります。
- 他の人と比べない
励ましのつもりで、他の人と比べるような発言は避けましょう。
- 被害者の行動を責めない
被害者の方は自分を責めて苦しんでいることがあります。被害者の行動を責めるような発言は慎みましょう。

事業者として配慮いただきたいこと

- 二次被害への配慮
犯罪被害者やそのご家族は、周りの人の心ない言動や無理解、プライバシーの侵害などにより、二次被害にも苦しめられることがあります。犯罪被害者やそのご家族等に接する際には、二次被害を生じさせないように十分配慮しましょう。
- 犯罪被害者等である従業員への支援
犯罪被害者やその家族が平穏な生活を送るためには、安定した雇用が必要不可欠です。職場においては、安心して働き続けることができる環境が必要となる場合があります。
 - ・ 従業員を対象に、犯罪被害者支援の理解を深めていただくための講習などの取組に努めましょう。
 - ・ 被害から回復するまでの間の仕事上の負担を軽減できるような支援に努めましょう。
 - ・ 通院や捜査・裁判手続に必要な休暇が取得しやすい職場となるよう努めましょう。